～制度調査部情報～　　2004年11月18日　全4頁

株券不発行と
端株・単元未満株

制度調査部
横山　淂

株券ペーパーレス化レポート No.9

【要約】

■上場会社に株券不発行制度が導入されれば、上場会社の端株・単元未満株についても同様に株券不発行制度が適用される。

■移行手続についても、証券保管振替機構に預託されているものについては、そのまま新制度に移行することになる。

■ただ、端株・単元未満株については、事前に証券保管振替機構に預託できないケースも多い。この場合、いわゆる「タンス株」と同様の取扱いとなる。

はじめに

○最近、株券不発行制度に関連して、「上場会社の株券ペーパーレス化に伴って、端株・単元未満株はどうなるのか？」という質問が、制度調査部に数多く寄せられている。

○この質問に対して、今年６月に成立した「株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、株券等決済合理化法）に基づけば、どのようになるかを回答するのが、本レポートの目的である。

○なお、「端株」「単元未満株」という言葉は、日常的には同義語として用いられているケースが、しばしば見受けられる。しかし、法律上、厳密には、「端株」と「単元未満株」は次のように全く別のものを意味している。

「端株」……単元株制度を採用していない会社（つまり、売買単位が１株の会社）の１株未満の株式に相当するもの（例えば、0.2株など）。

「単元未満株」……単元株制度を採用している会社の株式で、１単元未満（ただし整数倍）のもの（例えば、１単元＝1000株の会社の200株など）

○本稿では、「端株」「単元未満株」という言葉を上記の法律上の意味に従って、使い分けているので留意されたい。

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

１．端株・単元未満株と株券不発行制度

○株式等決済合理化法により、上場会社（本稿では、JASDAQ を含む）について、５年以内の「一斉移行日」に株券不発行制度が一斉・強制的に導入されることが決まっている[1]。

○一斉移行日以後は、端株や単元未満株についても、通常の１株、１単元の株式と同様の取扱いとなる。つまり、株券（券面）は廃止され[2]、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、新振替法）に基づく新しい株式振替制度により、権利関係が処理されることとなる。

○即ち、権利の帰属は口座の記録によって定まり（新振替法 193）、その譲渡は口座間の振替によって行われ（新振替法 196 など）、株主名簿・端株原簿の名義は、配当等の基準日に行われる総株主通知に基づいて書き換えられる（新振替法 160①②）。

○新しい振替の仕組みなどは、基本的には株式振替制度と同様なので、別稿[3]を参照されたい。

○なお、新しい株式振替制度移行後は、法律上、バラバラに管理されている端株・単元未満株を一つの口座に集めて１株、１単元に統合することも可能と考えられる。

○つまり、現在は、株主名簿上の単元未満株（いわゆる「登録（単元未満）株」）と証券保管振替機構に預託した単元未満株を統合して、単元株式とすることは原則できない。しかし、新制度移行後は、こうした統合も理論上可能となる。

２．端株・単元未満株の株券不発行制度への移行

(1)証券保管振替機構に預託されているもの

○単元未満株であっても、事前に証券保管振替機構に預託されていれば、通常の「単元株式」と同様、特別な手続なしにそのまま新制度に移行することとなる。

○ただ、現在、単元未満株で証券保管振替機構に預託可能なものは、原則として次のものに限定されている。

◇証券保管振替機構に既に預託されている「単元株式」について、株式分割などに伴って発生した単元未満株（当初から証券保管振替機構の預託扱いとなる）

◇株券（券面）が発行されている単元未満株（注）（証券会社を通じた預託手続が必要となる）

（注）現在、ほとんどの上場会社は、単元未満株については株券を発行しない旨の定款規定を有している。そのため、実際には、古くに発行されたものを除き、株券（券面）が発行されているケースは稀であると考えられる。

○他方、端株については、そもそも証券保管振替機構への預託が認められていない。従って、この点についての変更がなされない限り、全て、次の(2)の取扱いとなる。

---

[1] 上場会社についての株券不発行制度の導入については、拙稿「株券ペーパーレス化法案（上場・公開会社編）」（2004 年４月 20 日付 DIR 制度調査部情報）参照。

[2] なお、端株についての端株券は 2001 年の商法改正により、2003 年４月をもって廃止されている。

[3] 前記の拙稿「株券ペーパーレス化法案（上場・公開会社編）」（2004 年４月 20 日付 DIR 制度調査部情報）参照。

(2)証券保管振替機構に預託されていないもの

○端株・単元未満株のうち証券保管振替機構に預託されていないものについては、いわゆる「タンス株」と同様の取扱いとなる。即ち、一斉移行日において、株券（もし発行されていれば）[4]は無効となる。そして、発行会社が指定する信託銀行等に特別口座が開設され、そこに保有株数の残高が記載されて権利保全が図られることとなる（株式等決済合理化法附則 8）。

○端株・単元未満株のうち証券保管振替機構に預託されていないものとしては、具体的には、次のものが該当することになるだろう。

◇端株（現行制度では、そもそも証券保管振替機構への預託不可）

◇「タンス株」となっている単元株式について、株式分割などに伴って発生した単元未満株（発行会社が、単元未満株のために株券（券面）を発行しない限り（注）、現行制度では、証券保管振替機構への預託不可）

◇株券（券面）が発行されている単元未満株（注）で、証券保管振替機構への預託手続がなされていないもの

（注）現在、ほとんどの上場会社は、単元未満株については株券を発行しない旨の定款規定を有している。そのため、実際には、古くに発行されたものを除き、株券（券面）が発行されているケースは稀であると考えられる。

３．移行後の端株・単元未満株の買取請求・買増請求

○証券保管振替機構預託分からそのまま新制度に移行した単元未満株については、現行制度と同様、特に問題なく買取請求・買増請求が可能であると考えられる（新振替法 166 など）。

○他方、一斉移行日に信託銀行等に開設された「特別口座」に記録された端株・単元未満株については、買取請求・買増請求も制限されるのではないか、という疑問が生じる。

○つまり、「特別口座」からの振替手続は、原則、同一名義人の口座を振替先とする場合に限られる（新振替法 133①）。従って、別途、証券会社等に開設した振替用の口座に移管しない限り、原則として、「特別口座」で管理されている株式を売却・贈与できないこととなる。

○また、「特別口座」への振替手続も、原則、禁止されている（新振替法 133④）ことから、「特別口座」を利用した株式の買付けも原則認められないこととなる。

○こうしたことから、端株・単元未満株の買取請求・買増請求も、広い意味での株式の売買に該当する以上、「特別口座」の利用が制限されるのではないか、という疑問が生じるのである。

○この点について、新振替法では、「特別口座」を利用した振替手続制限の例外として、次のケースを認めることとしている（新振替法 133①④）。

[4] なお、端株についての端株券は 2001 年の商法改正により、2003 年 4 月をもって廃止され、基本的に発行されていない。単元未満株についても、ほとんどの会社は、株券を発行しない旨の定款規定を有している。

①「特別口座」から「発行会社口座」への振替
②発行会社による「特別口座」を振替先とする振替

○これらの例外規定により、「特別口座」に記録された端株・単元未満株についても、買取請求・買増請求は可能である、というのが法務省担当官の解釈のようである[5]。

○つまり、買取請求であれば上記①の例外規定、買増請求であれば上記②の例外規定により対応可能である、という訳である。

[5] 山下友信・野村修也・始関正光・村井博美・茅野茂昭・山本茂「株券不発行制度に関する論点と対応【上】」（『商事法務』No.1705、2004 年 8 月 5 日）p16 の始関氏（法務省民事局民事法制管理官）の発言。